

保保発 0919 第 2 号
平成 29 年 9 月 19 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行について

健康保険、船員保険及び厚生年金保険の育児休業期間中の保険料免除等に係る育児休業期間については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育介法」という。）の規定に基づき、取り扱ってきたところであるが、今般、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）により、育介法が改正され、本年 10 月 1 日から育児休業期間の取扱いが変更となる。

改正の内容は下記のとおりであるので、運用に当たって、十分に留意の上、適切に対応いただくようお願いしたい。

記

1. 育児休業の現行の規定

労働者は、養育する 1 歳に満たない子について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。また、労働者又はその配偶者が、養育する子の 1 歳到達日において育児休業をしており、かつ保育所に入れぬ等の事情がある場合に、当該労働者は、養育する子が 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの間について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。

2. 改正の概要

上記の規定に加え、労働者又はその配偶者が、養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしており、かつ保育所に入れない等の事情がある場合に、当該労働者は、養育する子が1歳6か月から2歳に達するまでの間について、事業主に申し出ることによって、育児休業をすることができることとしたこと。

3. 施行期日

本取扱いは、平成29年10月1日からとする。(※)

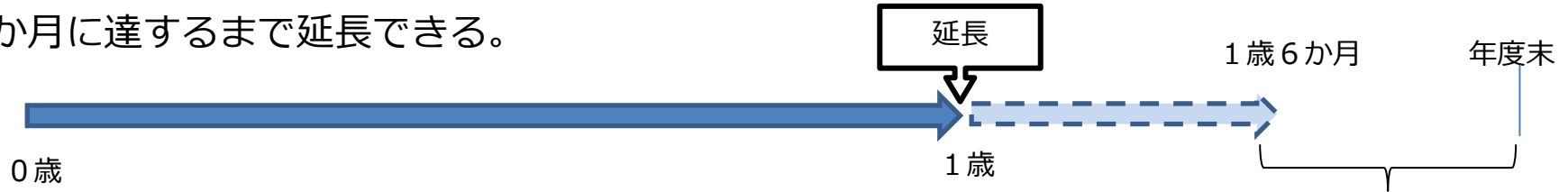
※ 健康保険組合の事務における留意点

施行日以後において、被保険者が養育する子が1歳6か月に達する日までの育児休業に係る保険料の免除を受けている場合、当該育児休業を終了した後に、新たに当該子に係る育児休業を開始したときは、当該育児休業開始日以後に当該被保険者に係る申出書が提出されることに留意すること。

育児休業期間の延長

現行の内容・課題

- 育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できる。



<課題>

保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえると、この期間については、保育所に預けられず、かつ育休も取得出来ない期間となる。

改正の内容

- 1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」延長できる。
- 上記に合わせ、**育児休業給付の支給期間を延長**する。



◆育児休業の延長に伴い、労働者のキャリアを考慮するため、育介指針が改正されました◆

- ・改正により育児休業が最長2年間取得できることとなるが、キャリア形成の観点からは、休業が長期間に及ぶことが労働者本人にとって望ましくない場合もあり、労使間で職場復帰のタイミングを話し合うこと等が想定される。その点を踏まえ、事業主が労働者の事情やキャリアを考慮して、育児休業等からの早期の職場復帰を促す場合は、「育児休業等に関するハラスメントに該当しない」と指針に記載。

※ただし、**職場復帰のタイミングは労働者の選択に委ねられることに留意が必要。**